

令和6年9月 2日開会

令和6年 月 日閉会

宮古市議会定例会令和6年9月定例会議議案

議 案 目 次

議案番号	件 名
議案第 2 号	令和 6 年度宮古市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 3 号	令和 6 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 4 号	令和 6 年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 5 号	令和 6 年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 号	令和 6 年度宮古市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 7 号	宮古市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第 8 号	宮古市災害資料伝承館条例
議案第 9 号	宮古市子ども等医療費給付条例及び宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案第10号	宮古市医師等養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例
議案第11号	宮古市都市公園条例の一部を改正する条例
議案第12号	宮古市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例
議案第13号	あらたに生じた土地の確認について

議案第14号	字の区域の変更について
議案第15号	損害賠償請求に係る和解に関し議決を求めることについて
議案第16号	岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
議案第17号	市道路線の廃止について
議案第18号	市道路線の変更について

議案第 2 号

令和 6 年度宮古市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度宮古市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 7 2, 5 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 9, 5 1 4, 4 4 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		11,578,000	295,918	11,873,918
	1 地方交付税	11,578,000	295,918	11,873,918
15 国庫支出金		6,447,259	46,862	6,494,121
	1 国庫負担金	2,706,650	127,140	2,833,790
	2 国庫補助金	3,725,158	△80,278	3,644,880
16 県支出金		2,040,951	10,546	2,051,497
	1 県負担金	1,134,937	5,546	1,140,483
	2 県補助金	712,123	5,000	717,123
19 繰入金		3,526,407	△234,810	3,291,597
	1 基金繰入金	3,526,407	△234,810	3,291,597
20 繰越金		1	1,758,013	1,758,014
	1 繰越金	1	1,758,013	1,758,014
21 諸収入		634,905	2,554	637,459
	4 雑入	275,295	2,554	277,849
22 市債		3,601,500	△6,500	3,595,000
	1 市債	3,601,500	△6,500	3,595,000
補正されなかった款項にかかる額		9,812,840		9,812,840
** 歳 入 合 計 **		37,641,863	1,872,583	39,514,446

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,759,264	1,142,864	7,902,128
	1 総務管理費	6,038,357	1,089,504	7,127,861
	7 震災復興費	2,946	53,360	56,306
3 民生費		10,094,387	349,182	10,443,569
	1 社会福祉費	5,759,928	8,837	5,768,765
	2 児童福祉費	3,084,811	340,345	3,425,156
4 衛生費		4,382,623	9,251	4,391,874
	1 保健衛生費	3,138,956	9,251	3,148,207
6 農林水産業費		1,932,074	17,213	1,949,287
	2 林業費	299,568	17,213	316,781
7 商工費		1,358,935	201,912	1,560,847
	1 商工費	1,358,935	201,912	1,560,847
8 土木費		2,838,970	△99,853	2,739,117
	2 道路橋りょう費	1,313,233	△99,853	1,213,380
9 消防費		1,929,372	△4,894	1,924,478
	1 消防費	1,929,372	△4,894	1,924,478
10 教育費		3,765,368	256,908	4,022,276
	1 教育総務費	596,451	200,000	796,451
	4 社会教育費	936,779	44,600	981,379
	5 保健体育費	987,429	12,308	999,737
補正されなかった款項にかかる額		4,580,870		4,580,870
** 歳 出 合 計 **		37,641,863	1,872,583	39,514,446

第2表 繰越明許費

(単位・千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	夜間連系太陽光発電 事業費補助金	750,000
合 計			750,000

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
宮古市三王地区自治会研修センターの管理運営に伴う委託料	令和7年度から 令和9年度まで	限度額 633千円
宮古市高齢者コミュニティセンターの管理運営に伴う委託料	令和7年度から 令和9年度まで	限度額 1,200千円
宮古市川井地域多目的集会施設の管理運営に伴う委託料	令和7年度から 令和9年度まで	限度額 10,602千円
宮古市災害資料伝承館の管理運営に伴う委託料	令和7年度から 令和11年度まで	限度額 130,000千円
宮古市花輪保育所の管理運営に伴う委託料	令和7年度から 令和11年度まで	限度額 334,400千円
みやこ斎苑の管理運営に伴う委託料	令和7年度から 令和11年度まで	限度額 243,610千円
一般廃棄物収集運搬業務委託に伴う委託料	令和7年度	限度額 85,700千円
宮古市農村漁村地域多目的集会施設の管理運営に伴う委託料	令和7年度から 令和9年度まで	限度額 17,300千円
宮古市花輪農村文化伝承館の管理運営に伴う委託料	令和7年度から 令和9年度まで	限度額 4,100千円
宮古市農産加工施設の管理運営に伴う委託料	令和7年度から 令和9年度まで	限度額 1,200千円
黒森ふれあい館の管理運営に伴う委託料	令和7年度から 令和9年度まで	限度額 1,900千円

事 項	期 間	限 度 額
宮古市林業者地域多目的集会施設の管理運営に伴う委託料	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	限度額 4,300千円
宮古市岩手路区界中継基地の管理運営に伴う委託料	令和 7 年度から 令和11年度まで	限度額 8,955千円
宮古市地区センターの管理運営に伴う委託料	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	限度額 9,300千円
宮古運動公園の管理運営に伴う委託料	令和 7 年度から 令和10年度まで	限度額 185,600千円
学校給食調理業務委託料	令和 7 年度	限度額 129,470千円

第4表 地 方 債 補 正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の 方 法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
庁 舎 整 備 事 業	189,700	2,100	191,800	普通貸借 又は証券 発 行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところ による。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
街 灯 整 備 事 業	45,000	△ 4,500	40,500	〃		
道路橋りょう整備事業	155,800	6,300	162,100	〃		
辺 地 対 策 事 業	2,400	2,600	5,000	〃		
過 疎 対 策 事 業	2,159,100	10,800	2,169,900	〃		
臨 時 財 政 対 策 債	73,200	△ 23,800	49,400	〃		
補正されなかった 地 方 債 の 額	976,300		976,300			
計	3,601,500	△ 6,500	3,595,000			

歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 11 地方交付税 1 地方交付税			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税		11,578,000	295,918	11,873,918
** 計 **		11,578,000	295,918	11,873,918

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 1 国庫負担金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金		2,583,317	127,140	2,710,457
** 計 **		2,706,650	127,140	2,833,790

会計 款 項	一般会計 15 国庫支出金 2 国庫補助金			
目		補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金		129,657	7,569	137,226
5 土木費国庫補助金		1,102,874	△87,847	1,015,027
** 計 **		3,725,158	△80,278	3,644,880

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 1 県負担金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 民生費県負担金		1,016,815	5,546	1,022,361
** 計 **		1,134,937	5,546	1,140,483

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	295,918	普通交付税 295,918

節		説 明
区 分	金 額	
8 児童手当	127,140	被用者（3歳未満）児童手当 13,578 被用者（3歳以上中学校修了前）児童手当 △62,156 被用者（3歳～高校生年代）児童手当 154,933 非被用者児童手当 △15,132 非被用者（3歳未満）児童手当 6,032 非被用者（3歳～高校生年代）児童手当 30,333 特例給付 △448

節		説 明
区 分	金 額	
2 地域生活支援	220	地域生活支援事業統合補助金 220
17 子ども・子育て支援事業	7,349	子ども・子育て支援事業 7,349
1 社会資本整備総合交付金	△19,215	社会資本整備総合交付金 △19,215
5 道路メンテナンス事業	△68,852	道路メンテナンス事業 △68,852
6 無電柱化推進事業	220	無電柱化推進事業 220

節		説 明
区 分	金 額	
9 児童手当	5,546	被用者（3歳未満）児童手当 △1,950 被用者（3歳以上中学校修了前）児童手当 △15,539 被用者（3歳～高校生年代）児童手当 22,133 非被用者児童手当 △3,783 非被用者（3歳未満）児童手当 464 非被用者（3歳～高校生年代）児童手当 4,333 特例給付 △112

1 歳 入

会計 款 項	一般会計 16 県支出金 2 県補助金			
目		補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費県補助金		9,515	5,000	14,515
** 計 **		712,123	5,000	717,123

会計 款 項	一般会計 19 繰入金 1 基金繰入金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金		1,212,313	△248,969	963,344
2 市勢振興基金繰入金		562,737	5,640	568,377
7 教育振興基金繰入金		13,666	126	13,792
10 東日本大震災復興基金繰入金		845,428	△57	845,371
14 公共施設等総合管理基金繰入金		144,620	8,450	153,070
** 計 **		3,526,407	△234,810	3,291,597

会計 款 項	一般会計 20 繰越金 1 繰越金			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金		1	1,758,013	1,758,014
** 計 **		1	1,758,013	1,758,014

会計 款 項	一般会計 21 諸収入 4 雑入			
目		補正前の額	補 正 額	計
5 雑入		275,291	2,554	277,845
** 計 **		275,295	2,554	277,849

会計 款 項	一般会計 22 市債 1 市債			
目		補正前の額	補 正 額	計
1 総務債		551,600	2,100	553,700
6 土木債		723,500	△29,400	694,100
8 教育債		601,800	44,600	646,400
9 臨時財政対策債		73,200	△23,800	49,400
** 計 **		3,601,500	△6,500	3,595,000

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 クリーンエネルギー導入	5,000	クリーンエネルギー導入支援事業費補助金 5,000

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	△248,969	財政調整基金繰入金 △248,969
1 市勢振興基金繰入金	5,640	市勢振興基金繰入金 5,640
1 教育振興基金繰入金	126	教育振興基金繰入金 126
1 東日本大震災復興基金繰入金	△57	東日本大震災復興基金繰入金 △57
1 公共施設等総合管理基金繰入金	8,450	公共施設等総合管理基金繰入金 8,450

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	1,758,013	前年度繰越金 1,758,013

節		説 明
区 分	金 額	
11 雑入	2,554	介護施設等整備事業費補助金返還金 42 遊覧船備船料 1,912 移住支援金返還金 600

節		説 明
区 分	金 額	
2 庁舎	2,100	庁舎整備事業債 2,100
1 道路	△24,900	道路橋りょう整備事業債 △24,900
3 街灯・道路照明	△4,500	街灯・道路照明整備事業債 △4,500
2 社会教育施設	44,600	社会教育施設整備事業債 44,600
1 臨時財政対策債	△23,800	臨時財政対策債 △23,800

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 2 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
	1 一般管理費	1,501,521		1,501,521	55				
	2 文書広報費	186,828	1,815	188,643					
	3 財政管理費	73,694		73,694	223				
	5 財産管理費	1,302,844	1,072,310	2,375,154					
	11 総合事務所費	1,046,351	2,100	1,048,451			2,100		
	15 諸費	53,642	13,279	66,921				492	
	＊ ＊ 計 ＊ ＊	6,038,357	1,089,504	7,127,861	278		2,100	492	

会計 款 項	一般会計				補 正 額 の 財 源			
	2 総務費				特 定 財 源			
	3 戸籍住民基本台帳費				国庫支出金 県支出金 地 方 債 そ の 他			
目		補正前の額	補 正 額	計				
1 戸籍住民基本台帳費		301,517		301,517	4,959			
** 計 **		301,517		301,517	4,959			

会計 款 項	一般会計								
	2 総務費								
	7 震災復興費								
目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 復興総務費			2,945	53,360	56,305				
** 計 **			2,946	53,360	56,306				

会計 款 項	一般会計 3 民生費 1 社会福祉費		補 正 額 の 財 源					
	目	補正前の額	補 正 額	計	特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
	1 社会福祉総務費	2,435,325	6,080	2,441,405	220			5,640
	5 老人福祉費	1,281,316	2,757	1,284,073				3,500
	＊ ＊ 計 ＊ ＊	5,759,928	8,837	5,768,765	220			9,140

会計 款 項	一般会計 3 民生費 2 児童福祉費							
	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
	1 児童福祉総務費	202,548	200,000	402,548				
	2 児童措置費	1,673,994	140,345	1,814,339	129,252	5,546		

(単位・千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△55			(財源補正)
1,815	14 工事請負費	1,815	光ケーブル等支障移転工事費 1,815
△223			(財源補正)
1,072,310	24 積立金	1,072,310	財政調整基金積立金 106,781 市勢振興基金積立金 25,411 市債管理基金積立金 640,118 公共施設等総合管理基金積立金 300,000
	14 工事請負費	2,100	川井総合事務所非常用発電機配線工事費 2,100
12,787	22 償還金利子及び割引料	13,279	市税等還付金 10,000 国庫支出金等返還金 3,279
1,086,634			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△4,959			(財源補正)
△4,959			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
53,360	24 積立金	53,360	東日本大震災復興基金積立金 53,360
53,360			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
220	12 委託料	440	障がい者福祉システム改修業務委託料 440
	19 扶助費	5,640	福祉灯油購入費助成金 5,640
△743	12 委託料	500	千徳デイサービスセンター設備改修工事監理業務委託料 500
	14 工事請負費	3,000	千徳デイサービスセンター設備改修工事費 3,000
	27 繰出金	△743	介護保険事業特別会計繰出金 △743
△523			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
200,000	24 積立金	200,000	子ども・子育て幸せ基金積立金 200,000
5,547	10 需用費	425	消耗品費 300 印刷製本費 125

2 歳 出

会計 款 項	一般会計							
	3 民生費							
	2 児童福祉費							
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源				
				特 定 財 源				
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
** 計 **	3,084,811	340,345	3,425,156	129,252	5,546			

会計 款 項	一般会計 4 衛生費 1 保健衛生費								
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源					
				特 定 財 源					
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 保健衛生総務費	648,245	△5,879	642,366						
7 エネルギー推進費	1,609,039	15,130	1,624,169						
※ ※ 計 ※ ※	3,138,956	9,251	3,148,207						

会計 款 項	一般会計 6 農林水産業費 2 林業費								
目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源				
					特 定 財 源				
					国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 林業総務費		206,394	17,213	223,607					
** 計 **		299,568	17,213	316,781					

会計 款 項	一般会計							
	7 商工費							
	1 商工費							
目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
2 商工振興費		644,573	200,000	844,573				
3 観光費		635,486	1,912	637,398				1,912
** 計 **		1,358,935	201,912	1,560,847				1,912

会計 款 項	一般会計						
	8 土木費						
	2 道路橋りょう費						
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
				特 定 財 源			
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
2 道路維持費	830,908	△101,863	729,045	△70,040	5,000	△49,200	

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	11 役務費	1,687	通信運搬費 1,072 手数料 615
	19 扶助費	138,233	被用者（3歳未満）児童手当（6月・10月支払分） △21,943 被用者（3歳以上中学校修了前）児童手当（6月・10月支払分） △93,234 非被用者 児童手当（6月・10月支払分） △22,698 特例給付（6月・10月支払分） △672 被用者（3歳未満）児童手当（12月・2月支払分） 31,620 被用者（3歳～高校生年代）児童手当（12月・2月支払分） 199,200 非被用者（3歳未満）児童手当（12月・2月支払分） 6,960 非被用者（3歳～高校生年代）児童手当（12月・2月支払分） 39,000
205,547			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
△5,879	27 繰出金	△5,879	国民健康保険診療施設勘定特別会計繰出金 △5,879
15,130	24 積立金	15,130	再生可能エネルギー基金積立金 15,130
9,251			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
17,213	24 積立金	17,213	豊かな森を育む基金積立金 17,213
17,213			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
200,000	24 積立金	200,000	産業振興基金積立金 200,000
	24 積立金	1,912	遊覧船運航基金積立金 1,912
200,000			

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
12,377	10 需用費	352	修繕料 352
	12 委託料	△16,586	道路施設等定期点検業務委託料 △2,234 除雪車両ステーション詳細設計業務委託料 3,058

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 8 土木費 2 道路橋りょう費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 道路新設改良費	442,447	2,010	444,457	△17,807		19,800	△57
		※ 計 ※	1,313,233	△99,853	1,213,380	△87,847	5,000	△29,400	△57

会計 款 項	一般会計 9 消防費 1 消防費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		4 防災費	304,003	△4,894	299,109				
		※ 計 ※	1,929,372	△4,894	1,924,478				

会計 款 項	一般会計 10 教育費 1 教育総務費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 事務局費	377,475	200,000	577,475				
		※ 計 ※	596,451	200,000	796,451				

会計 款 項	一般会計 10 教育費 4 社会教育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 図書館費	95,883	44,600	140,483			44,600	
		※ 計 ※	936,779	44,600	981,379			44,600	

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 体育施設費	362,120	4,950	367,070				4,950
		3 学校給食費	559,808	7,358	567,166				126

(単位・千円)

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			道路施設等長寿命化修繕工事測量設計業務委託料 △17,410
	14 工事請負費	△91,129	除雪車両ステーション敷地整備工事費 3,300
			道路施設等長寿命化修繕工事費 △99,229
			交通安全対策工事費 4,800
	17 備品購入費	△6,500	除雪車両購入費 △6,500
	18 負担金補助及び交付金	12,000	私道等整備事業補助金 12,000
74	12 委託料	△20,779	藤原海岸線道路詳細設計業務委託料 △2,450
			市道末広町線事業損失事後調査業務委託料 △18,329
	14 工事請負費	32,789	和井内地区道路改良工事費 △23,259
			新町根井沢線道路改良工事費 △10,794
			道路舗装工事費 △650
			末広町線施設整備工事費 67,492
	21 補償補填及び賠償金	△10,000	事業損失補償費 △10,000
12,451			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
△4,894	8 旅費	△3,921	普通旅費 △3,921
	10 需用費	△973	消耗品費 △472
			燃料費 △501
△4,894			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
200,000	24 積立金	200,000	奨学基金積立金 200,000
200,000			

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	14 工事請負費	44,600	図書館外壁補修工事費 44,600

内 訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
	10 需用費	4,950	修繕料 4,950
7,232	10 需用費	713	消耗品費 713

2 歳 出

会計 款 項	一般会計 10 教育費 5 保健体育費		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
	目								
	※※ 計 ※※		987,429	12,308	999,737				5,076

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	17 備品購入費	6,519	給食センター備品購入費 6,519
	18 負担金補助及び交付金	126	学校給食における食物アレルギー等対応補助金 126
7,232			

(参 考)

令和6年度繰越明許費繰越調書

(単位・千円)

科 目				事 業 名	歳 出 予算額	年度内支出 (見込) 額	不 用 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
款	項	目	節						既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源			一般財源
										国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	7 エ ネ ル ギ ー 推 進 費	18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	夜 間 連 系 太 陽 光 発 電 事 業 費 補 助 金	1,050,000	300,000		750,000		750,000			
計					1,050,000	300,000		750,000		750,000			

付 表 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
	千円	令和年度	千円	令和年度	千円	千円	千円	千円	千円
（令和６年度） 宮古市三王地区自治 会研修センターの管 理運営に伴う委託料	限度額 633			7～9	633				633
（令和６年度） 宮古市高齢者コミュ ニティセンターの管 理運営に伴う委託料	限度額 1,200			7～9	1,200				1,200
（令和６年度） 宮古市川井地域多目 的集会施設の管理運 営に伴う委託料	限度額 10,602			7～9	10,602				10,602
（令和６年度） 宮古市災害資料伝承 館の管理運営に伴う 委託料	限度額 130,000			7～11	130,000				130,000
（令和６年度） 宮古市花輪保育所の 管理運営に伴う委託 料	限度額 334,400			7～11	334,400			51,475	282,925
（令和６年度） みやこ斎苑の管理運 営に伴う委託料	限度額 243,610			7～11	243,610			48,000	195,610
（令和６年度） 一般廃棄物収集運搬 業務委託に伴う委託 料	限度額 85,700			7	85,700				85,700

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期間	金額	期間	金額	特 定 財 源			
						国 県 支出金	地方債	その他	
（令和6年度） 宮古市農村漁村地域 多目的集会施設の管理 運営に伴う委託料	限度額 17,300			7～9	17,300				17,300
（令和6年度） 宮古市花輪農村文化 伝承館の管理運営に伴 う委託料	限度額 4,100			7～9	4,100				4,100
（令和6年度） 宮古市農産加工施設 の管理運営に伴う委託 料	限度額 1,200			7～9	1,200				1,200
（令和6年度） 黒森ふれあい館の管理 運営に伴う委託料	限度額 1,900			7～9	1,900				1,900
（令和6年度） 宮古市林業者地域多 目的集会施設の管理 運営に伴う委託料	限度額 4,300			7～9	4,300				4,300
（令和6年度） 宮古市岩手路区界中 継基地の管理運営に伴 う委託料	限度額 8,955			7～11	8,955				8,955
（令和6年度） 宮古市地区センター の管理運営に伴う委託 料	限度額 9,300			7～9	9,300				9,300
（令和6年度） 宮古運動公園の管理 運営に伴う委託料	限度額 185,600			7～10	185,600				185,600
（令和6年度） 学校給食調理業務委託 料	限度額 129,470			7	129,470				129,470

付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

（単位：千円）

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込							当該年度末 現在高見込
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額				
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1. 普 通 債	31,234,018	30,993,353	3,506,300	17,300	3,523,600	2,769,112		2,769,112	31,747,841	
(1) 総 務 債	5,943,765	5,736,487	341,900	2,100	344,000	208,509		208,509	5,871,978	
(6) 土 木 債	3,263,900	3,215,593	368,100	1,800	369,900	351,894		351,894	3,233,599	
(9) 辺 地 対 策 事 業 債	120,980	107,353	2,400	2,600	5,000	18,832		18,832	93,521	
(10) 過 疎 対 策 事 業 債	13,571,965	14,436,979	2,159,100	10,800	2,169,900	1,209,755		1,209,755	15,397,124	
4. そ の 他	9,476,676	8,588,864	73,200	△ 23,800	49,400	933,386		933,386	7,704,878	
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	9,422,531	8,550,414	73,200	△ 23,800	49,400	920,788		920,788	7,679,026	
補正されなかった 区 分 に 係 る 額	3,866,884	3,611,568	22,000		22,000	321,374		321,374	3,312,194	
合 計	44,577,578	43,193,785	3,601,500	△ 6,500	3,595,000	4,023,872		4,023,872	42,764,913	
※うち合併特例債	9,273,721	8,637,689				616,576		616,576	8,021,113	

議案第 3 号

令和 6 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度宮古市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40,056 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,545,392 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰越金		1	40,056	40,057
	1 繰越金	1	40,056	40,057
補正されなかった款項にかかる額		5,505,335		5,505,335
** 歳 入 合 計 **		5,505,336	40,056	5,545,392

2 歳 出

会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		1	40,056	40,057
	1 基金積立金	1	40,056	40,057
補正されなかった款項にかかる額		5,505,335		5,505,335
** 歳 出 合 計 **		5,505,336	40,056	5,545,392

歳 入 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

1 歳 入

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計 6 繰越金 1 繰越金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
	1 繰越金	1	40,056	40,057
	** 計 **	1	40,056	40,057

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	国民健康保険事業勘定特別会計							
	6 基金積立金	1 基金積立金						
目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 財政調整基金積立金		1	40,056	40,057				40,056
** 計 **		1	40,056	40,057				40,056

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	40,056	前年度繰越金 40,056

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	24 積立金	40,056	財政調整基金積立金 40,056

議案第 4 号

令和 6 年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度宮古市国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9, 7 9 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 4, 7 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 診療収入		192,681	24,710	217,391
	3 その他診療収入	16,002	24,710	40,712
4 繰入金		212,929	△5,879	207,050
	1 他会計繰入金	212,929	△5,879	207,050
5 繰越金		5	1,008	1,013
	1 繰越金	5	1,008	1,013
7 県支出金		4,300	△2,047	2,253
	1 県補助金	4,300	△2,047	2,253
8 市債		5,100	2,000	7,100
	1 市債	5,100	2,000	7,100
補正されなかった款項にかかる額		19,939		19,939
** 歳 入 合 計 **		434,954	19,792	454,746

2 歳 出

会 計	国民健康保険診療施設勘定特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医業費		121,334	19,792	141,126
	1 医業費	121,334	19,792	141,126
補正されなかった款項にかかる額		313,620		313,620
** 歳 出 合 計 **		434,954	19,792	454,746

第2表 地 方 債 補 正

(単位・千円)

起債の目的	限度額			起債の 方 法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
過 疎 対 策 事 業	5,100	2,000	7,100	普通貸借 又は証券 発 行	3.0%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率	政府資金について はその融資条件によ り、銀行その他の場 合には、その債権者 と協定するところによ る。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、又は繰上償還若 しくは低利に借り換 えることができる。
計	5,100	2,000	7,100			

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 1 診療収入 3 その他診療収入			
目		補正前の額	補正額	計
3 その他診療収入		10,013	24,710	34,723
** 計 **		16,002	24,710	40,712

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 4 繰入金 1 他会計繰入金			
目		補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金		152,903	△5,879	147,024
** 計 **		212,929	△5,879	207,050

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 5 繰越金 1 繰越金			
目		補正前の額	補正額	計
1 繰越金		5	1,008	1,013
** 計 **		5	1,008	1,013

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 7 県支出金 1 県補助金			
目		補正前の額	補正額	計
1 へき地診療所設備整備補助金		4,300	△2,047	2,253
** 計 **		4,300	△2,047	2,253

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 8 市債 1 市債			
目		補正前の額	補正額	計
1 施設整備事業債		5,100	2,000	7,100
** 計 **		5,100	2,000	7,100

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	24,710	予防接種料収入 24,710

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△5,879	一般会計繰入金 △5,879

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	1,008	前年度繰越金 1,008

節		説 明
区 分	金 額	
1 へき地診療所設備整備	△2,047	へき地診療所設備整備補助金 △2,047

節		説 明
区 分	金 額	
1 診療施設	2,000	診療所施設整備事業債 2,000

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	国民健康保険診療施設勘定特別会計 2 医業費 1 医業費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1	一般管理費		71,402		71,402		△2,047	2,000	47
2	医薬品費		19,320	19,792	39,112				19,792
** 計 **			121,334	19,792	141,126		△2,047	2,000	19,839

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
			(財源補正)
	10 需用費	19,705	消耗品費 163 医薬材料費 19,542
	12 委託料	87	医療廃棄物収集運搬処分業務委託料 87

付 表

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位・千円)

区 分	前前年度末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当該年度末 現在高見込
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
			補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1. 過 疎 対 策 事 業 債	67,255	56,554	5,100	2,000	7,100	10,708		10,708	52,946
補正されなかった 区 分 に 係 る 額									
合 計	67,255	56,554	5,100	2,000	7,100	10,708		10,708	52,946

議案第 5 号

令和 6 年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度宮古市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0 4， 2 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6， 8 1 8， 1 8 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 支払基金交付金		1,573,942	743	1,574,685
	1 支払基金交付金	1,573,942	743	1,574,685
8 繰入金		1,260,552	163,165	1,423,717
	1 他会計繰入金	1,020,232	△743	1,019,489
	2 基金繰入金	240,320	163,908	404,228
9 繰越金		1	240,352	240,353
	1 繰越金	1	240,352	240,353
補正されなかった款項にかかる額		3,579,433		3,579,433
** 歳 入 合 計 **		6,413,928	404,260	6,818,188

2 歳 出

会 計	介護保険事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基金積立金		222	240,352	240,574
	1 基金積立金	222	240,352	240,574
8 諸支出金		2,051	163,908	165,959
	1 諸支出金	2,051	163,908	165,959
補正されなかった款項にかかる額		6,411,655		6,411,655
** 歳 出 合 計 **		6,413,928	404,260	6,818,188

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	介護保険事業特別会計 5 支払基金交付金 1 支払基金交付金			
目		補正前の額	補正額	計
2 地域支援事業交付金		21,294	743	22,037
** 計 **		1,573,942	743	1,574,685

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 1 他会計繰入金			
目		補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金		1,020,232	△743	1,019,489
** 計 **		1,020,232	△743	1,019,489

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 繰入金 2 基金繰入金			
目		補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金		240,320	163,908	404,228
** 計 **		240,320	163,908	404,228

会計 款 項	介護保険事業特別会計 9 繰越金 1 繰越金			
目		補正前の額	補正額	計
1 繰越金		1	240,352	240,353
** 計 **		1	240,352	240,353

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 過年度分	743	過年度分 743

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	△743	一般会計繰入金 △743

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	163,908	財政調整基金繰入金 163,908

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	240,352	前年度繰越金 240,352

歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

2 歳 出

会計 款 項	介護保険事業特別会計 1 総務費 1 総務管理費	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
	1 一般管理費		74,921		74,921				△743
	＊＊ 計 ＊＊		74,921		74,921				△743

会計 款 項	介護保険事業特別会計 6 基金積立金 1 基金積立金	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
	1 財政調整基金積立金		222	240,352	240,574				240,352
	＊＊ 計 ＊＊		222	240,352	240,574				240,352

会計 款 項	介護保険事業特別会計 8 諸支出金 1 諸支出金	目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
						特 定 財 源			
						国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
	2 償還金		1	163,908	163,909				163,908
	＊＊ 計 ＊＊		2,051	163,908	165,959				163,908

(単位・千円)

内 訳 一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
743			(財源補正)
743			

内 訳 一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	24 積立金	240,352	財政調整基金積立金 240,352

内 訳 一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	22 償還金利息及び割引料	163,908	国庫支出金等返還金 163,908

議案第 6 号

令和 6 年度宮古市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度宮古市墓地事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7, 2 7 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5, 0 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

会 計	墓地事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		1	7,277	7,278
	1 繰越金	1	7,277	7,278
補正されなかった款項にかかる額		7,753		7,753
** 歳 入 合 計 **		7,754	7,277	15,031

2 歳 出

会 計	墓地事業特別会計	(単位・千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 墓地事業費		7,754	7,277	15,031
	1 墓地管理費	7,754	7,277	15,031
補正されなかった款項にかかる額				
** 歳 出 合 計 **		7,754	7,277	15,031

歳入補正予算事項別明細書

1 歳入

会計 款 項	墓地事業特別会計 4 繰越金 1 繰越金			
	目	補正前の額	補 正 額	計
	1 繰越金	1	7,277	7,278
	** 計 **	1	7,277	7,278

歳出補正予算事項別明細書

2 歳出

会計 款 項	墓地事業特別会計							
	1 墓地事業費							
	1 墓地管理費							
目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			
					特 定 財 源			
					国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他
1 墓地管理費		7,754	7,277	15,031				7,277
** 計 **		7,754	7,277	15,031				7,277

(単位・千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	7,277	前年度繰越金 7,277

(単位・千円)

内 訳 一 般 財 源	節		説 明
	区 分	金 額	
	24 積立金	7,277	墓地基金積立金 7,277

議案第 7 号

宮古市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

宮古市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 24 年宮古市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（課税免除の適用） 第 2 条 特定復興産業集積区域において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和 8 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 5 第 1 項、第 17 条の 2 第 1 項又は第 17 条の 5 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第 37 条第 1 項又は第 39 条第 1 項に規定する指定事業者に該当するものであって、認定日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に当該指定事業者として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後 5 年度内に限り、その課税を免除する。	（課税免除の適用） 第 2 条 特定復興産業集積区域において、法第 4 条第 9 項の規定による復興推進計画の認定の日（以下「認定日」という。）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 5 第 1 項、第 17 条の 2 第 1 項、第 17 条の 5 第 1 項又は第 18 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「対象施設等」という。）を新設し、又は増設した者（事業を実施する個人事業者又は法人で法第 37 条第 1 項若しくは第 39 条第 1 項に規定する指定事業者又は法第 40 条第 1 項に規定する指定法人に該当するものであって、認定日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。）について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（認定日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後 5 年度内に限り、その課税を免除する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の宮古市特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例第 2 条に規定する対象施設等を新設し、又は増設した者に対する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。
- 令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除の適用となる対象施設等の取得期間を延長するとともに、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提

出する理由である。

議案第 8 号

宮古市災害資料伝承館条例

(設置)

第 1 条 宮古市に被害をもたらしたあらゆる災害の資料及び記録(以下「資料等」という。)の収集及び展示を行い、災害から得られた教訓及び記憶を風化させることなく次世代に伝えることにより、防災意識の高揚を図り、もって災害時における市民一人ひとりの命を守る行動を促進するため、宮古市災害資料伝承館(以下「伝承館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 伝承館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮古市災害資料伝承館	宮古市田老字館が森 1 2 9 番地 2

(行為の制限)

第 3 条 伝承館において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- (1) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。
- (2) 行商、募金、宣伝その他これらに類する行為を行うこと。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 資料等の撮影(業として行うものに限る。)、持出しその他これらに類する行為を行うこと。

2 市長は、伝承館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第 4 条 伝承館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設、設備又は資料等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (3) 喫煙し、又は火気を使用すること。
- (4) 指定された場所以外で飲食すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が伝承館の管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の取消し等)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 3 条第 1 項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第 2 項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは伝承館からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により第 3 条第 1 項の許可を受けたとき。
- (3) 第 3 条第 2 項の条件に違反したとき。

(4) 伝承館の管理上必要があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償等)

第6条 伝承館の施設、設備又は資料等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又は市に損害を賠償しなければならない。

(管理)

第7条 伝承館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。ただし、宮古市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年宮古市条例第220号。以下「手続条例」という。）第2条の規定による申請がなかったとき、若しくは申請があっても手続条例第3条第1項に規定する選定基準を満たすものがない等の理由により指定管理者の指定ができなかったとき、又は手続条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、新たな指定管理者を指定するまでの間若しくは同項の規定により期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じている間は、この限りでない。

(指定管理者の業務)

第8条 前条本文の規定により指定管理者に伝承館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第1条に規定する伝承館の設置の趣旨に資する事業の実施に関すること。

(2) 伝承館の資料等の管理及び展示に関すること。

(3) 第3条第1項の許可に関すること。

(4) 第5条の許可の取消し等に関すること。

(5) 伝承館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(6) 伝承館の清潔の保持その他環境整備に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

2 前項の場合における第3条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(管理の基準)

第9条 指定管理者は、市長の承認なく規則で定める伝承館の休館日及び開館時間を変更してはならない。

2 指定管理者は、第5条各号のいずれかに該当する場合以外は、伝承館の利用を制限し、又は入館を拒んではならない。

3 指定管理者は、伝承館の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもってこれを行わなければならない。

(補則)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月6日から施行する。

令和6年9月2日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市災害資料伝承館を設置しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 9 号

宮古市子ども等医療費給付条例及び宮古市国民健康保険条例の一部を改正する条例
(宮古市子ども等医療費給付条例の一部改正)

第 1 条 宮古市子ども等医療費給付条例（平成 17 年宮古市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 〔略〕 <u>(8)</u> 〔略〕 <u>(9)</u> 〔略〕 (受給者証の提示) 第 9 条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に受給者証を提示するものとする。	(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(7) 〔略〕 <u>(8) 保険証 被保険者証、組合員証、加入者証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証</u> <u>(9)</u> 〔略〕 <u>(10)</u> 〔略〕 (受給者証の提示) 第 9 条 受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に<u>保険証とともに受給者証</u>を提示するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(宮古市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 宮古市国民健康保険条例（平成 17 年宮古市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第 7 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 5 項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。 2～5 〔略〕	(罰則) 第 7 条 市は、世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは<u>第 9 項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10 万円以下の過料に処する。 2～5 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
(宮古市国民健康保険条例の一部改正に伴う経過措置)
 - この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした行為及び施行日に現に被保険者証の交付を受けている世帯主が施行日以後にした行為に対する第 2 条の規定による改正前の宮古市国民健康保険条例第 7 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 10 号

宮古市医師等養成奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

宮古市医師等養成奨学資金貸付条例（平成 23 年宮古市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この条例は、将来宮古市立の診療所等の<u>医療機関等</u>において医師等の業務に従事しようとする者に対し、奨学資金を貸し付けることにより、地域医療を担う人材の育成及び確保を図ることを目的とする。 （貸付対象） 第 2 条 奨学資金の貸付けの対象は、次に掲げる者であって、医師又は看護師（以下「医師等」という。）の免許を取得し、宮古市立の診療所、<u>規則で定める医療機関又は規則で定める看護が提供される場所</u>（以下「<u>指定医療機関等</u>」という。）において医師等の業務に従事することを希望するものとする。 （1）・（2） 〔略〕 （償還） 第 11 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた奨学資金の総額に、第 4 条の規定により計算した利息を加えた額（以下「償還債務」という。）を当該各号に掲げる事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに償還しなければならない。ただし、これによることができない特別の事情があると市長が認めるときは、奨学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に規則で定める方法により償還することができる。 （1）・（2） 〔略〕 （3）規則で定める期限（以下「就業期限」という。）までに、<u>指定医療機関等</u>において医師等の業務に従事しなかったとき。 （4）<u>指定医療機関等</u>において医師等の業務に従事した期間が、貸付けを受けた次に掲げる<u>職種の区分</u>に応じ、それぞれ次に定める期間に満たなかったとき。 ア 医師 11 年（年度貸付金又は月額貸付金の<u>いずれかのみ</u>の貸付けを受けた者にあつては、9 年） イ 看護師 年度貸付金の貸付けを受けた期間又は	（目的） 第 1 条 この条例は、将来宮古市立の診療所等の<u>医療機関</u>において医師等の業務に従事しようとする者に対し、奨学資金を貸し付けることにより、地域医療を担う人材の育成及び確保を図ることを目的とする。 （貸付対象） 第 2 条 奨学資金の貸付けの対象は、次に掲げる者であって、医師又は看護師（以下「医師等」という。）の免許を取得し、宮古市立の診療所<u>その他規則で定める医療機関</u>（以下「<u>指定医療機関</u>」という。）において医師等の業務に従事することを希望するものとする。 （1）・（2） 〔略〕 （償還） 第 11 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けを受けた奨学資金の総額に、第 4 条の規定により計算した利息を加えた額（以下「償還債務」という。）を当該各号に掲げる事由の生じた日の属する月の翌月の末日までに償還しなければならない。ただし、これによることができない特別の事情があると市長が認めるときは、奨学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間内に規則で定める方法により償還することができる。 （1）・（2） 〔略〕 （3）規則で定める期限（以下「就業期限」という。）までに、<u>指定医療機関</u>において医師等の業務に従事しなかったとき。 （4）<u>指定医療機関</u>において医師等の業務に従事した期間が、貸付けを受けた次に掲げる<u>奨学資金の種類</u>に応じ、それぞれ次に定める期間に満たなかったとき。 ア 年度貸付金 当該貸付金の貸付けを受けた期間の 1.5 倍に相当する期間（その期間に 1 年未満の端数があるときは、これを 1 年とする。） イ 月額貸付金 当該貸付金の貸付けを受けた期間

<u>月額貸付金の貸付けを受けた期間のいずれか長い期間の 1.5 倍に相当する期間（その期間に 1 年未満の端数があるときは、これを 1 年とする。）</u> （償還の免除） 第 12 条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める償還債務を免除することができる。 (1) <u>指定医療機関等</u>において、貸付けを受けた前条第 4 号に掲げる<u>職種の区分</u>に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める期間医師等の業務に従事したとき。 当該奨学資金に係る償還債務の全額 (2) <u>指定医療機関等</u>において医師等の業務に従事中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。 償還債務の全額 (3) <u>指定医療機関等</u>において第 1 号に定める期間に満たない期間医師等の業務に従事したとき。 償還債務の一部の額 2 奨学生（医師の免許を取得した者に限る。以下この項において同じ。）が、次条各号に掲げる事由（同条第 1 号に掲げる事由にあつては、<u>指定医療機関等</u>において医師の業務に従事している場合を除く。）に該当するため、同条の規定による償還債務の償還の履行の猶予をしている間、その配偶者が宮古市立の診療所において医師の業務に従事している場合は、その医師の業務に従事している期間を当該奨学生が<u>指定医療機関等</u>において医師の業務に従事した期間とみなす。 （償還の猶予） 第 13 条 市長は、奨学生が就業期限までの間において次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する間、償還債務の償還の履行を猶予することができる。 (1) <u>医療機関等</u>において医師等の業務に従事しているとき。 (2)～(5) 〔略〕	<u>に相当する期間</u> （償還の免除） 第 12 条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める償還債務を免除することができる。 (1) <u>指定医療機関</u>において、貸付けを受けた前条第 4 号に掲げる<u>奨学資金の種類</u>に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める期間医師等の業務に従事したとき。 当該奨学資金に係る償還債務の全額 (2) <u>指定医療機関</u>において医師等の業務に従事中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。 償還債務の全額 (3) <u>指定医療機関</u>において第 1 号に定める期間に満たない期間医師等の業務に従事したとき。 償還債務の一部の額 2 奨学生（医師の免許を取得した者に限る。以下この項において同じ。）が、次条各号に掲げる事由（同条第 1 号に掲げる事由にあつては、<u>指定医療機関</u>において医師の業務に従事している場合を除く。）に該当するため、同条の規定による償還債務の償還の履行の猶予をしている間、その配偶者が宮古市立の診療所において医師の業務に従事している場合は、その医師の業務に従事している期間を当該奨学生が<u>指定医療機関</u>において医師の業務に従事した期間とみなす。 （償還の猶予） 第 13 条 市長は、奨学生が就業期限までの間において次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する間、償還債務の償還の履行を猶予することができる。 (1) <u>医療機関</u>において医師等の業務に従事しているとき。 (2)～(5) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮古市医師等養成奨学資金貸付条例第 11 条第 4 号及び第 1

2条第1項（医師等の業務に従事した期間に係る部分に限る。）並びに同条第2項（医師の業務に従事した期間に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に奨学資金の貸付けの決定を受けた者について適用し、同日前に奨学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

令和6年9月2日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

奨学資金の貸付けの対象となる看護師が業務に従事する指定医療機関等の範囲を拡大するとともに、償還及び償還免除に係る要件のうち、指定医療機関等において医師等の業務に従事する期間を見直そうとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 11 号

宮古市都市公園条例の一部を改正する条例

宮古市都市公園条例(平成 17 年宮古市条例第 167 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第 1 章～第 2 章 〔略〕 第 3 章 雑則 (第 18 条—第 28 条) 第 4 章 罰則 (第 29 条—第 31 条) 附則 (損害賠償等) 第 23 条 〔略〕 <u>(管理)</u> 第 24 条 都市公園のうち別表第 1 に規定する宮古運動公園の管理は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの (以下「指定管理者」という。) に行わせるものとする。ただし、宮古市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 (平成 17 年宮古市条例第 220 号。以下「手續条例」という。) 第 2 条の規定による申請がなかったとき、若しくは申請があつても手續条例第 3 条第 1 項に規定する選定基準を満たすものがなかった等の理由により指定管理者の指定ができなかったとき、又は手續条例第 6 条第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、新たな指定管理者を指定するまでの間若しくは同項の規定により期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じている間は、この限りでない。 <u>(指定管理者の業務)</u> 第 25 条 前条本文の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 (1) 第 2 条の許可に関すること。 (2) 第 5 条の騒音の禁止又は必要な措置に関すること。 (3) 第 6 条の利用の禁止又は制限に関すること。 (4) 第 7 条第 2 項の許可に関すること。 (5) 第 12 条の許可の取消し等に関すること。 (6) 第 27 条の利用料金の決定等に関すること。 (7) 都市公園の施設及び設備の維持管理に関すること。	目次 第 1 章～第 2 章 〔略〕 第 3 章 雑則 (第 18 条—<u>第 24 条</u>) 第 4 章 罰則 (<u>第 25 条—第 27 条</u>) 附則 (損害賠償等) 第 23 条 〔略〕

(8) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。</u>	
<u>2 前項の場合における第2条、第5条、第6条、第7条第2項及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u>	
<u>(管理の基準)</u>	
<u>第26条 指定管理者は、市長の承認なく、管理する都市公園のうち規則で定める有料公園施設の休所日及び開所時間を変更してはならない。</u>	
<u>2 指定管理者は、第12条第1項各号のいずれかに該当する者以外の者の都市公園の利用を制限し、又は入所を拒んではならない。</u>	
<u>3 指定管理者は、都市公園の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもってこれを行わなければならない。</u>	
<u>(利用料金)</u>	
<u>第27条 指定管理者が管理する都市公園の利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、第11条第1項の使用料（別表第2第2号及び別表第3に定めるものに限る。）は、徴収しない。</u>	
<u>2 利用料金の額は、別表第2第2号及び別表第3に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u>	
<u>3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。</u>	
<u>4 第11条第2項、第19条第1項（第2条第1項各号に掲げる行為に係る部分に限る。）、第19条第3項及び第20条（第2条第1項若しくは第3項又は第7条第2項に係る部分に限る。）の規定は、利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u>	
(補則)	
第28条	〔略〕
第29条	〔略〕
第30条	〔略〕
第31条	〔略〕
(補則)	
第24条	〔略〕
第25条	〔略〕
第26条	〔略〕
第27条	〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

都市公園のうち、宮古運動公園の管理を指定管理者に行わせようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 1 2 号

宮古市学校給食の実施に関する条例の一部を改正する条例

宮古市学校給食の実施に関する条例（令和 4 年宮古市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
（共同調理場の設置等） 第 3 条 〔略〕 2 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>宮古市立学校田老給食センター</td><td>宮古市田老字乙部 1 5 7 番地 6</td></tr></table> 3 〔略〕	名称	位置	〔略〕		宮古市立学校田老給食センター	宮古市田老字乙部 1 5 7 番地 6	（共同調理場の設置等） 第 3 条 〔略〕 2 共同調理場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">〔略〕</td></tr><tr><td>宮古市立学校田老給食センター</td><td>宮古市田老字乙部 1 5 7 番地 6</td></tr><tr><td><u>宮古市立学校重茂給食センター</u></td><td><u>宮古市重茂第 2 地割 1 番地</u></td></tr></table> 3 〔略〕	名称	位置	〔略〕		宮古市立学校田老給食センター	宮古市田老字乙部 1 5 7 番地 6	<u>宮古市立学校重茂給食センター</u>	<u>宮古市重茂第 2 地割 1 番地</u>
名称	位置														
〔略〕															
宮古市立学校田老給食センター	宮古市田老字乙部 1 5 7 番地 6														
名称	位置														
〔略〕															
宮古市立学校田老給食センター	宮古市田老字乙部 1 5 7 番地 6														
<u>宮古市立学校重茂給食センター</u>	<u>宮古市重茂第 2 地割 1 番地</u>														
備考 改正部分は、下線の部分である。															

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

宮古市立学校重茂給食センターを廃止しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第 13 号

あらたに生じた土地の確認について

宮古市の区域内にあらたに生じた次の土地を確認するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

あらたに生じた土地	面積
宮古市重茂第 7 地割 3 4 番及び無地番地先の公有水面埋立地	1 7 9 . 7 3 m ²
宮古市重茂第 7 地割 1 番 8 及び無地番地先の公有水面埋立地	3 0 8 . 0 6 m ²

令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

重茂漁港区域内の公有水面埋立工事のしゅん功により、あらたに生じた土地を確認しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 14 号

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

区域を変更する字の名称	左欄に掲げる字に編入する区域
宮古市重茂第 7 地割	宮古市重茂第 7 地割 3 4 番及び無地番地先の公有水面埋立地 1 7 9 . 7 3 m ²
宮古市重茂第 7 地割	宮古市重茂第 7 地割 1 番 8 及び無地番地先の公有水面埋立地 3 0 8 . 0 6 m ²

令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

重茂漁港区域内の公有水面埋立工事のしゅん功により、あらたに生じた土地を宮古市重茂第 7 地割に編入しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第 15 号

損害賠償請求に係る和解に関し議決を求めることについて

次のとおり和解をするため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

1 和解の相手方

住所 東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 3 号

名称 東京電力ホールディングス株式会社

2 和解の内容

- (1) 宮古市と相手方は、宮古市が原子力損害賠償紛争解決センターに対し、令和 5 年 7 月 25 日付けであっせんの申立てを行った件について和解することとし、それ以外の部分については、この和解の効力が及ばないことを相互に確認する。
- (2) 相手方は、宮古市に対し、損害賠償金として、27 万円の支払義務があることを認める。
- (3) 相手方は、宮古市が記名押印した和解契約書を受領した後、その日の翌日から 14 日以内に宮古市に対し、損害賠償金を支払う。
- (4) (2) に定める額を超える部分については、この和解の効力が及ばず、宮古市が相手方に対し、別途損害賠償請求することを妨げない。
- (5) (2) に定める額に係る遅延損害金について宮古市は、相手方に対し、別途請求しない。
- (6) この和解に関する手続の費用は、各自の負担とする。

3 事案の内容

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島原子力発電所事故に係る放射性物質による影響対策に宮古市が要した費用のうち、平成 27 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに発生したものについて、相手方が当該費用に係る損害賠償請求に応じないため、原子力損害賠償紛争解決センターに対しあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があったものである。

令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

東京電力福島原子力発電所事故による損害賠償請求に係る和解をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

1 賠償請求及び申立ての状況

単位：円

	賠償請求額 (A)	賠償合意額 (B)	和解申立額 (C) = (A) - (B)	和解額 (D)	差額 (E) = (C) - (D)
H23～H24 年度分 (第 1～4 次請求)	14,161,642	5,453,275	8,708,367	4,763,000	3,945,367
H25～H26 年度分 (第 5～7 次請求)	5,083,699	0	5,083,699	3,400,000	1,683,699
H27～R3 年度分 (第 8～14 次請求)	2,180,580	0	2,180,580	270,000	1,910,580
合 計	21,425,921	5,453,275	15,972,646	8,433,000	7,539,646

2 第四次和解申立額の内訳

単位：円

区分	人件費	機器購入費	検査費用	その他	合 計
第 8 次請求分	0	0	471,960	0	471,960
第 13 次請求分	0	0	1,637,120	0	1,637,120
第 14 次請求分	0	0	71,500	0	71,500
合 計	0	0	2,180,580	0	2,180,580

議案第16号

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めること
について

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により協議するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

関係市町村の処理する事務及び負担金の算定基準日を変更するため、岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係団体と協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

別紙

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「当該年度」を「前年度」に、「10月1日」を「9月30日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 変更後の岩手県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、令和7年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の年度分の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案第 17 号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

田 老 地 区 路 線 番 号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
37	市街地 40 号線	宮古市田老字向山 38 番地先	
		宮古市田老字向山 38 番地先	
38	市街地 41 号線	宮古市田老字向山 33 番地先	
		宮古市田老字向山 29 番地先	

令和 6 年 9 月 2 日提出

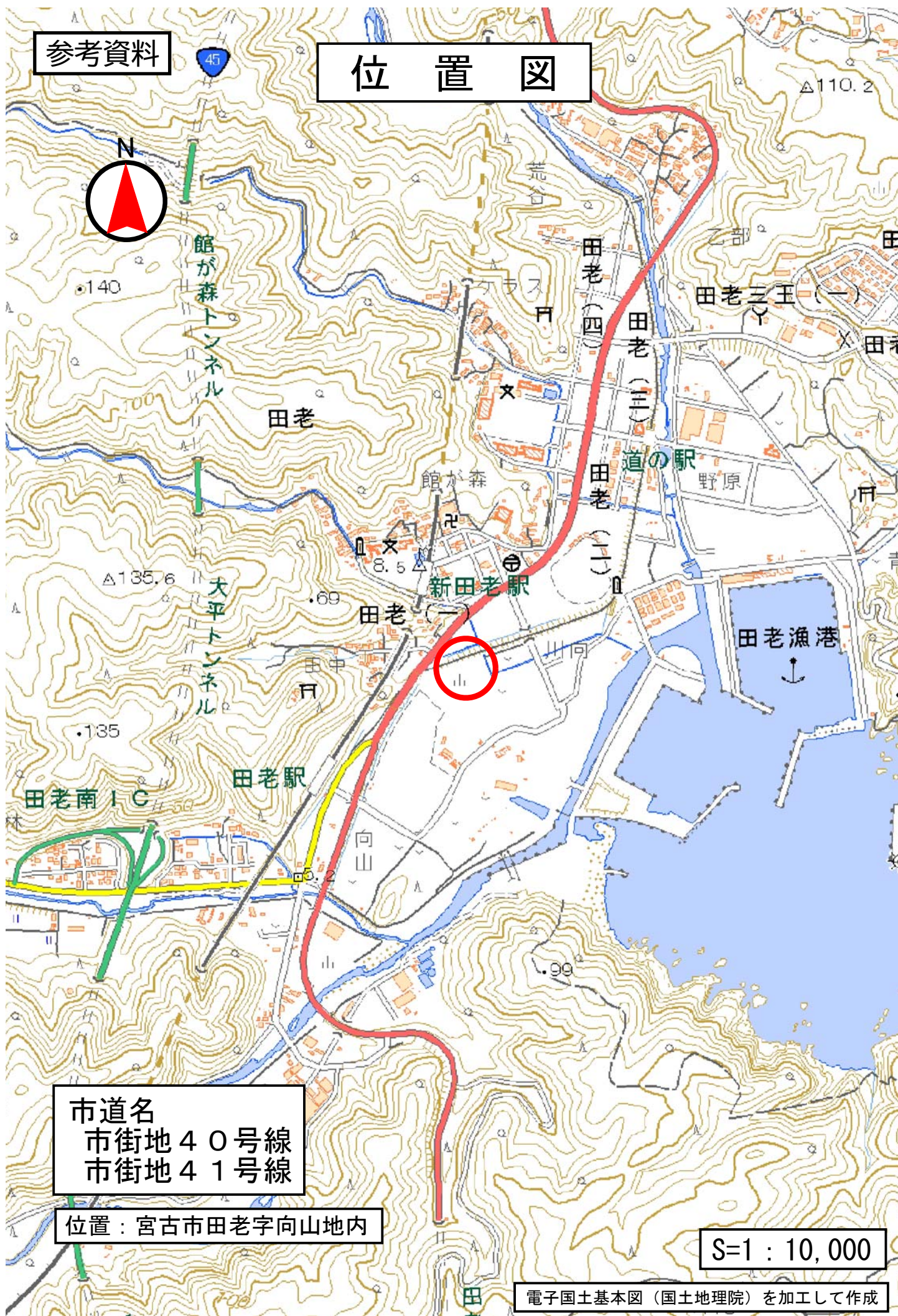
宮古市長 山 本 正 徳

理由

市道路線を廃止しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

位置図



市道名
市街地40号線
市街地41号線

位置：宮古市田老字向山地内

S=1:10,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

廃止図面



路線番号 : 5-37
路線名 : 市街地 40 号線
延長 : 4.0m
幅員 : 3.7m~3.7m
起点 : 宮古市田老字向山38番地先
終点 : 宮古市田老字向山38番地先

路線番号 : 5-38
路線名 : 市街地 41 号線
延長 : 84.0m
幅員 : 2.0m~2.0m
起点 : 宮古市田老字向山33番地先
終点 : 宮古市田老字向山29番地先

太陽光発電施設 整備予定地

太陽光発電施設

田老向山

S=1 : 3,000

議案第 18 号

市道路線の変更について

次の市道路線を変更したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

宮古地区 路線番号	路線名	変更 前後	起 点	重要な 経過地
			終 点	
755	女遊戸 1 号線	変更前	宮古市崎山第 5 地割 6 7 番 4 地先	
			宮古市崎山第 5 地割 7 2 番 2 地先	
		変更後	宮古市崎山第 5 地割 6 7 番 9 地先	
			宮古市崎山第 5 地割 7 3 番 1 地先	

田老地区 路線番号	路線名	変更 前後	起 点	重要な 経過地
			終 点	
36	市街地 39 号線	変更前	宮古市田老字向山 4 2 番 2 地先	
			宮古市田老字向山 1 7 0 番地先	
		変更後	宮古市田老字向山 1 番地先	
			宮古市田老字川向 1 4 6 番 1 地先（右）	
41	市街地 44 号線	変更前	宮古市田老字向山 2 2 番地先	
			宮古市田老字川向 1 7 4 番地先	
		変更後	宮古市田老字向山 2 2 番地先	
			宮古市田老字川向 1 4 8 番地先	

令和 6 年 9 月 2 日提出

宮古市長 山 本 正 徳

理由

市道路線を変更しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

位置図



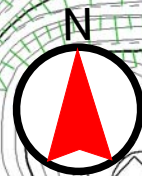
市道名
女遊戸 1 号線

位置：宮古市崎山第 5 地割地内

S=1 : 10, 000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

変更図面



【変更前】

路線番号：1-755
 路線名：女遊戸1号線
 延長：133.3m
 幅員：5.2m～19.5m
 起点 宮古市崎山第5地割67番4地先
 終点 宮古市崎山第5地割72番2地先

【変更後】

路線番号：1-755
 路線名：女遊戸1号線
 延長：236.5m
 幅員：11.3m～68.1m
 起点 宮古市崎山第5地割67番9地先
 終点 宮古市崎山第5地割73番1地先

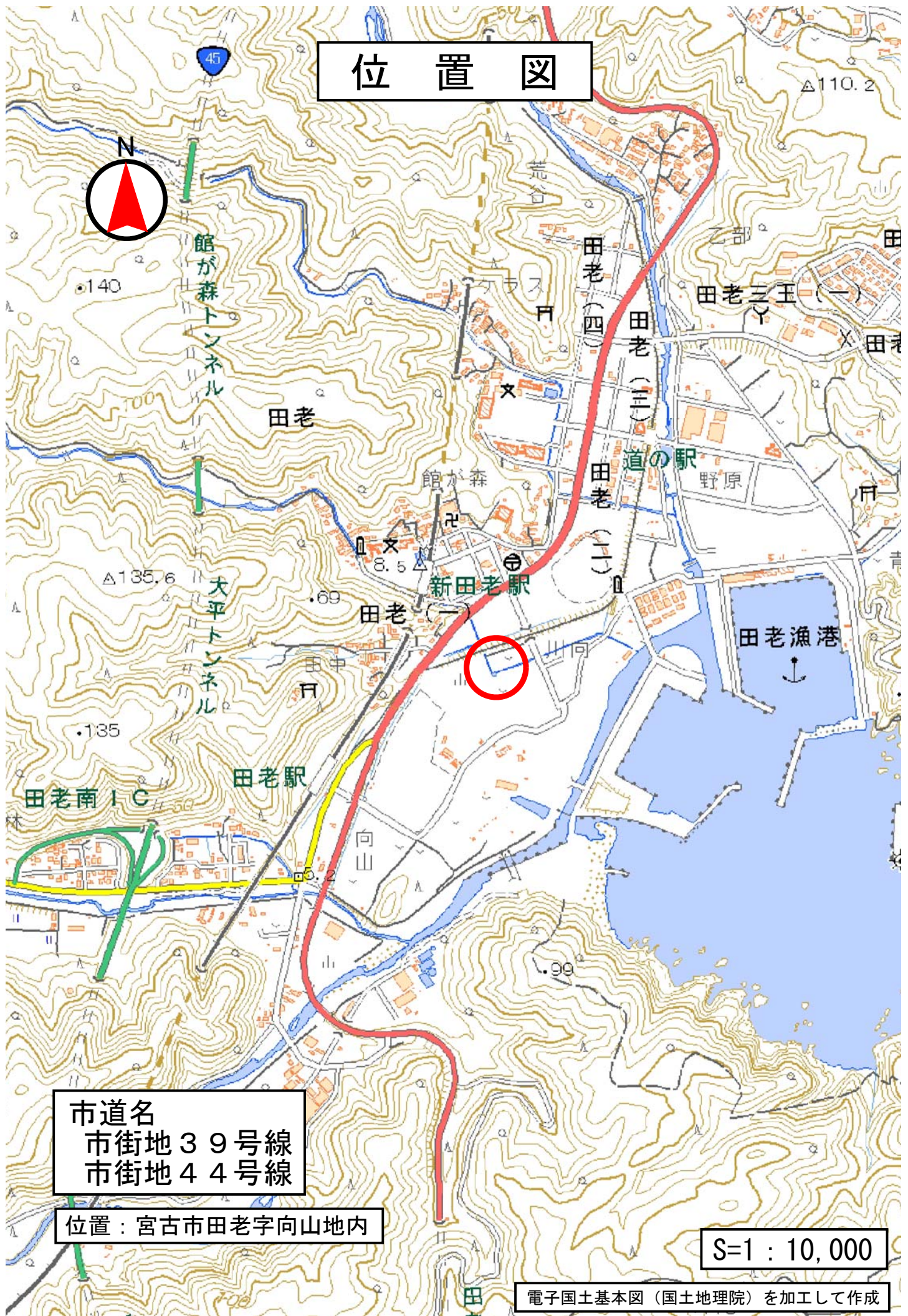
【凡例】

●→ 変更前
 ●→ 変更後

S=1 : 2,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

位置図



市道名
市街地39号線
市街地44号線

位置：宮古市田老字向山地内

S=1 : 10,000

電子国土基本図（国土地理院）を加工して作成

変更図面



【変更前】

路線番号：5-36
 路線名：市街地39号線
 延長：436.2m
 幅員：1.5m～2.5m
 起点 宮古市田老字向山42番2地先
 終点 宮古市田老字向山170番地先

【変更後】

路線番号：5-36
 路線名：市街地39号線
 延長：73.9m
 幅員：1.5m～2.5m
 起点 宮古市田老字向山1番地先
 終点 宮古市田老字川向146番1地先(右)

【凡例】

●→ 変更前
 ●→ 変更後

【変更前】

路線番号：5-41
 路線名：市街地44号線
 延長：465.9m
 幅員：2.0m～2.0m
 起点 宮古市田老字向山22番地先
 終点 宮古市田老字川向174番地先

【変更後】

路線番号：5-41
 路線名：市街地44号線
 延長：310.8m
 幅員：2.0m～2.0m
 起点 宮古市田老字向山22番地先
 終点 宮古市田老字川向148番地先

S=1 : 3,000